

令和元年台風第19号による 各種支援制度一覧＋様式集

- ・別途定める各制度の基準により、支援の内容は異なりますのでご注意願います。詳しくは以下のお問合せ先にご確認をお願いいたします。
- ・本市ウェブサイトにて、パンフレットの最新版を公開しておりますので、随時ご確認をお願いいたします。
- ・郵送による申請で複数の申請をする場合、添付するり災証明書は一枚で結構です。
- ・ご不明の点があれば、それぞれのお問合せ先または被災者支援総合窓口にご連絡ください。

各種支援制度パンフレット

QRコードはこちら→



【被災者支援総合窓口】

TEL 0800-800-5333（フリーダイヤル）

り災証明書の添付が必要なもの


No.	支援制度名	お問合せ先
1	後期高齢者医療保険料の減免 後期高齢者医療保険料のうち、災害発生後に納期が到来する保険料額について、被害の状況に応じて減免になる場合があります。	国民健康保険課 後期高齢者医療係 (TEL 924-2146) ※申請書については国民健康保険課後期高齢者医療係にお問合せください。
2	水道料金の減免 被災された方の水道料金が減免になる場合があります。	上下水道局 お客様サービスセンター (TEL 932-7641) ※り災証明書の写しが減免申請書になります。
3	下水道使用料・農業集落排水施設使用料の減免 被災された方の下水道使用料・農業集落排水施設使用料が減免になる場合があります。	上下水道局 お客様サービスセンター (TEL 932-7641) ※り災証明書の写しが減免申請書になります

No.	支援制度名	お問合せ先
4	<p>下水道受益者負担金等の徴収猶予</p> <p>下水道受益者負担金、下水道受益者分担金の徴収を猶予します。</p>	<p>上下水道局 お客様サービス課 (TEL 932-7666)</p> <p>※該当されると思われる方に、11月1日ごろに申請書をお送りします。</p>
5	<p>仮換地に係る証明手数料等の免除</p> <p>市が施行している土地区画整理事業地区内で建築物等の新築・改築・増築等の許可申請をされる方について、証明手数料等および複写実費徴収金の徴収を免除します。</p>	<p>区画整理課 (TEL 924-2341)</p>
6	<p>市営住宅等への仮入居</p> <p>自宅が被災し、住宅に困窮している方に対し、市営住宅等への仮入居の受付を行っています（現在はキャンセル待ちの受付を行っています）。</p>	<p>住宅政策課 (TEL 924-2631)</p> <p>※申請書は不要です。</p>
7	<p>住宅の応急修理</p> <p>災害により住宅が一部損壊（損害割合10%：準半壊）以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対して、災害救助法に基づく応急修理を実施します。</p> <p>※市から業者に対する修理依頼前に工事着手している場合や支払が終了している場合は、原則、応急修理制度の対象になりません。</p> <p>《<u>申込期限</u>》</p> <p><u>令和元年12月27日（金）まで</u></p> <p><u>※延長の場合有り</u></p>	<p>住宅政策課 (TEL 924-2631)</p> <p>※詳細は住宅政策課にお問合せください。</p>

No.	支援制度名	お問合せ先
8	<p><u>民間賃貸借上げ住宅</u></p> <p>災害により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供します。</p> <p><u>※対象となる世帯が、本制度の受付を開始した 10 月 26 日より前に締結した契約については、県による借上げとする契約に切替えることができます。</u></p>	<p>住宅政策課 (TEL 924-2631)</p> <p><u>※詳細は住宅政策課にお問合せください。</u></p>
9	<p><u>農業災害に係る資金の貸付</u></p> <p>台風 19 号により被害を受けたものの復旧及び再生産のために融資を受ける場合に、その利子を補助します。</p>	<p>農業政策課 (TEL 924-2201)</p> <p><u>※必要書類等については、貸付窓口となる福島さくら農業協同組合へご確認ください。</u></p>
10	<p><u>災害ごみの取り扱い</u> <u>(事業者の方)</u></p> <p>事業者の方(中小企業に限る)による災害ごみの自己搬入を受け入れています。</p> <p>※搬入の際は、り災証明書、またはり災証明申請書のコピーの提示が必要です。</p> <p>※中小企業の方で、一時保管されているもの、その他判断が難しいものについては、ご相談ください。</p>	<p>3 R 推進課 (TEL 924-2181)</p> <p><u>※申請書は不要です。</u></p>
11	<p><u>介護サービス等利用料の支払猶予</u></p> <p>床上浸水(半壊)以上の被害を受けた方は、事業所等の窓口で申告いただくことで利用者負担の支払が猶予されます。</p> <p>後日、被災の状況を確認するためり災証明書が必要となる場合があります。</p> <p>※食費・居住費等は自己負担となります。</p>	<p>介護保険課 (TEL 924-3021)</p> <p>地域包括ケア推進課 (TEL 924-3561)</p> <p><u>※申請書は不要です。</u></p>

No.	支援制度名	お問合せ先
12	<p>障がい福祉サービス等利用料の支払猶予</p> <p>床上浸水（半壊）以上の被害を受けた方は、事業所等の窓口で申告いただくことで利用者負担の支払が猶予されます。</p> <p>後日、被災の状況を確認するため災証明書が必要となる場合があります。</p> <p>※食費・居住費等は自己負担となります。</p>	<p>障がい福祉課 （TEL 924-2381）</p> <p>※申請書は不要です。</p>

【参考】り災証明書の手続き方法

1 内容	各種支援制度等の申請をするために必要となる重要な書類です。 り災証明書の添付資料（必要により現地調査）により、り災状況を判定し、り災証明を発行します。（無料）
2 必要書類等	り災証明申請書 り災状況がわかる写真（印刷したもの又はスマートフォンの画面） 身分証明書（運転免許証・健康保険証等） ※ 写真が用意できない場合でも受付可能です。
3 手続き	り災証明申請書にり災状況の写真または修繕見積書を添えて被災者支援総合窓口または行政センターに提出してください。 なお、パソコンやスマートフォンをお持ちであれば、インターネットによるり災証明の申請手続を行うことも可能です。写真などのデータ添付は不要です。 電子申請URL： http://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=201900213 電子申請QRコード：  ※郡山市ウェブサイトからも上記サイトへリンクできます。
4 受付	被災者支援総合窓口（市役所本庁舎 2 階正庁 TEL 0800-800-5333） 行政センター（富田、大槻を除く）
5 お問合せ	被災者支援総合窓口（市役所本庁舎 2 階正庁 TEL 0800-800-5333） 資産税課（市役所西庁舎 2 階 TEL924-2091）
6 その他	り災証明は、現地調査等が必要となる場合があることから、即日交付はできませんのでご注意ください。

【参考】災害対策基本法(抜粋)

(り災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「り災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その他、り災証明書の添付が不要なもの

No.	支援制度名	お問合せ先
1	<p>災害見舞金</p> <p>【対象】 令和元年10月12日付けで、り災場所に居住していて、り災証明書が半壊（大規模半壊含む）又は全壊の判定を受けた方。</p>	<p>保健福祉総務課 (TEL 924-3822)</p> <p><u>※No.1 と No.2 の申請書は共通です。</u></p> <p><u>※り災場所に住民票がない場合には、公共料金の領収書の写しなどの居住が確認できる書類が必要です。</u></p>
2	<p>令和元年台風第19号義援金 (国・県・市)</p> <p>※配分方法、配分時期、配分金額等は未定です。</p>	<p>保健福祉総務課 (TEL 924-3822)</p> <p><u>※No.1 と No.2 の申請書は共通です。</u></p> <p><u>※り災場所に住民票がない場合には、公共料金の領収書の写しなどの居住が確認できる書類が必要です。</u></p>
3	<p>災害弔慰金（国）</p> <p>災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。</p>	<p>保健福祉総務課 (TEL 924-3822)</p> <p><u>※申請書については保健福祉総務課にお問合せください。</u></p>
4	<p>災害障害見舞金（国）</p> <p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。</p>	<p>保健福祉総務課 (TEL 924-3822)</p> <p><u>※申請書については保健福祉総務課にお問合せください。</u></p>
5	<p>被災者生活再建支援制度</p> <p>【対象】 令和元年10月12日付けで、り災場所に居住していて、り災証明書が大規模半壊又は全壊の判定を受けた方。 ※半壊の場合には、そのままにしておく危険なため又は修理費用が高額になるために解体した場合のみ対象となります。</p>	<p>保健福祉総務課 (TEL 924-3822)</p> <p><u>※り災場所に住民票がない場合には、公共料金の領収書の写しなどの居住が確認できる書類が必要です。</u></p>

No.	支援制度名	お問合せ先
6	災害援護資金貸付金 【対象】 令和元年10月12日付けで、り災場所に居住していて、災害により世帯主に一ヶ月以上の負傷があった方、り災証明が半壊（大規模半壊含む）・全壊の判定を受けた方又は家財に3分の1以上の損害があった方。	保健福祉総務課 (TEL 924-3822) ※申請書は被災者支援総合窓口にてお渡しいたします。 ※り災場所に住民票がない場合には、公共料金の領収書の写しなどの居住が確認できる書類が必要です。
7	市税等の減免 (個人の市県民税、事業所税)	市民税課 (TEL 924-2081) ※No.7~10、12の申請書は共通です。 ※事業所税の減免申請書が必要な方は市ウェブサイトからダウンロードするか、ご連絡ください。
8	市税等の減免 (固定資産税、都市計画税)	資産税課 (TEL 924-2091) ※No.7~10、12の申請書は共通です。
9	市税等の減免 (国民健康保険税)	国民健康保険課 国保税係 (TEL 924-2141) ※No.7~10、12の申請書は共通です。
10	市税等の減免 (介護保険料)	介護保険課 (TEL 924-3021) ※No.7~10、12の申請書は共通です。
11	国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	国民健康保険課 国民年金係 (TEL 924-2141) 郡山年金事務所 (TEL 932-3434) ※申請書等は窓口にて備えてあります。

No.	支援制度名	お問合せ先
12	郡山市認可保育所の利用者負担額（保育料）の減免	こども育成課 （TEL 924-3541） <u>※No.7～10、12 の申請書は共通です。</u>
13	一時預かり事業利用児童の被災保護者への災害給付金	こども育成課 （TEL 924-3541） <u>※申請書が必要な方は市 HP からダウンロードするか、ご連絡ください。</u>
14	認可外保育施設入所児童の被災保護者への災害給付金	こども育成課 （TEL 924-3541） <u>※申請書は施設を通して配布します。</u>
15	就学援助	教育委員会 学校教育推進課 （TEL 924-2431） <u>※申請書は現在調整中です。</u>
16	農地・山林災害の対策相談 （ <u>農地</u> のご相談）	農地課 （TEL 924-3921） <u>※申請書は不要です。</u>
17	農地・山林災害の対策相談 （ <u>山林</u> のご相談）	林業振興課 （TEL 924-2231） <u>※申請書は不要です。</u>
18	農業等災害対策	園芸畜産振興課 （TEL 924-3761） <u>※申請書は不要です。</u>
19	こころの健康に関する相談 （保健師が相談に応じます）	保健所地域保健課 （TEL 924-2163） <u>※申請書は不要です。</u>
20	健康・栄養に関する相談 （保健師・栄養士が相談に応じます）	保健所地域保健課 （TEL 924-2900） <u>※申請書は不要です。</u>
21	浸水家屋の消毒・消石灰配布	保健所総務課 （TEL 924-2120） <u>※申請書は不要です。</u>

No.	支援制度名	お問合せ先
22	災害ごみの取り扱い (<u>市民</u> の方)	3 R 推進課 (TEL 924-2181) <u>※申請書は不要です。</u>
23	入浴施設の提供 (ユラックス熱海)	観光課 (TEL 924-2621) <u>※申請書は不要です。</u>
24	入浴施設の提供 (中央老人福祉センター、寿楽荘、逢瀬荘、地域交流センター、サニー・ランド湖南)	健康長寿課 (TEL 924-2401) <u>※申請書は不要です。</u>
25	入浴施設の提供 (その他の施設) <u>※り災証明書が必要な施設もございます。</u>	各施設に直接お問合せください。 <u>※申請書は不要です。</u>
26	要配慮者宿泊施設利用	地域包括ケア推進課 (TEL 924-3561) <u>※申請書等は市 HP からダウンロードまたは各避難所に備えてあります。</u>
27	避難者宿泊施設短期宿泊	地域包括ケア推進課 (TEL 924-3561) <u>※申請書等は市 HP からダウンロードまたは各避難所に備えてあります。</u>
28	土のうの配布	道路維持課 (TEL 924-2301) <u>※申請書は不要です。</u>
29	保険証がお手元がない場合の医療機関受診	国民健康保険課 (TEL 924-2141) <u>※申請書は不要です。</u>
30	国民健康保険加入者の医療機関窓口負担の支払免除	国民健康保険課 医療事業係 (TEL 924-2582) <u>※申請書は不要です。</u>